

厚木市公共サインガイドライン

平成25年（2013年）3月

厚 木 市

厚木市公共サインガイドライン

はじめに

1. 公共サイン整備の基本的考え方

- (1) 策定の背景と目的..... 1
- (2) 公共サインとは..... 2
- (3) 公共サイン整備の理念..... 3
- (4) 現状と課題..... 4
- (5) 整備の基本的考え方..... 5

2. ガイドラインの適用範囲と構成

- (1) 適用範囲..... 7
- (2) 構成..... 8

3. 構成要素の基本方針

- (1) 配置の方針..... 9
 - ①サインシステムの考え方 10
 - ②サイン配置の考え方..... 11
 - ③設置にあたっての配慮事項.. 13
- (2) デザインの方針..... 15
 - ①大きさ・形状..... 16
 - ②文字の書体（フォント） 18
 - ③文字の大きさ..... 19
 - ④ピクトグラム..... 22
 - ⑤色彩..... 23
 - ⑥各種デザイン..... 25
 - ⑦素材..... 29
- (3) 表記の方針..... 31
 - ①掲載する情報..... 32
 - ②日本語の表記..... 33
 - ③外国語の表記..... 34
 - ④バリアフリー情報..... 37

4. 種類別の基本方針

- (1) 案内サイン..... 39
- (2) 誘導サイン..... 51
- (3) 記名サイン..... 61
- (4) 説明サイン..... 63
- (5) 規制サイン..... 65
- (6) 通り名サイン..... 69

5. 車両系サインの基本方針

- (1) 車両誘導サイン..... 73

6. 公共サインの維持・管理の方針

- (1) 適正な維持管理の仕組み 81
- (2) サインのメンテナンス..... 83

はじめに

はじめに

サインとは、一般的に「署名、記号、標識」を意味し、意思や情報などを相手に伝えるためにあります。

情報の受け手にとって、正確であることは言うまでもなく、快適・魅力的な状態で提供されることが望ましいものです。

つまり、必要な情報の伝達手段としての性格を持つと同時に、相手に与える印象を配慮した演出となるよう効果的なデザインとしての要素も求められています。

どのような環境で、誰に対して、何の情報を必要としているのかといった基本的要件を意識したうえで、社会が認める付加価値を備えたサインのあり方を追求していくことにします。

1. 公共サイン整備の基本的考え方

1. 公共サイン整備の基本的考え方

(1) 策定の背景と目的

公共サインに関する国の動きとしては、平成 12 年 11 月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が施行、平成 18 年 12 月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が施行されました。

これを受けて、平成 19 年 7 月に「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編）」等が策定されています。

厚木市は平成 17 年 3 月、本厚木駅周辺のバリアフリー化及び無電柱化を目的に、国土交通省から「スーパーモデル地区」として指定を受け、電柱や電線のない美しい景観や災害に強いまちづくりを進めています。

平成 22 年 3 月には良好な景観形成を図るため、「厚木市景観計画」を策定し、自然環境の保全や賑わいのある魅力的な市街地など各々の特性を活かした景観づくりも進めています。

また、平成 11 年度から、本厚木駅周辺を中心にサイン整備を進めてきましたが、市民生活の多様化や都市機能の変化、障がい者や高齢者への配慮、外国人への対応など、社会状況の変化から新たな課題への対応が求められています。

さらに、中心市街地以外の公共サインについても、統一性のない掲出や維持管理などの対策が必要な状況です。

このような状況を踏まえ、「人にやさしいまち」の整備を進めることで、「まちを歩く」ことへの期待度が増していくことによる活性化が考えられるため、市民や来訪者に「まちの情報」を体系的にわかりやすく提供するためのルールを策定しました。

適切な情報を提供し、景観に配慮したまちの魅力づくりの一躍を担うため、公共サインを整備する際の指針として「厚木市公共サインガイドライン」を活用していただきたいと思います。

(2) 公共サインとは

公共サインとは、人々に街の地理、方向や施設の位置等に関する情報を提供する媒体としての標識、地図、案内誘導板等の総称であり、公的機関が公共空間に設置するものとされています。

【公共サインの種類】

案内サイン

地図などの情報を表示し、一定範囲における施設の位置を告知するためのサイン



誘導サイン

名称、矢印、ピクトグラム、距離などを用いて、施設の方向やルートを告知するためのサイン



記名サイン

名称やピクトグラムなどを用いて、施設の名称を告知するためのサイン



説明サイン

施設や地域資源の内容などを説明するためのサイン



規制サイン

利用者の行動を抑制するためのサイン



通り名サイン

道路の愛着のある通称名を告知するためのサイン



(3) 公共サイン整備の理念

公共サインは設置者が多岐にわたることや各々の個別機能を追及するあまり、相互の連携や整合性に欠けてしまい、全体としてわかりづらく、景観的混乱を招く結果にもなりがちです。

各々の設置者の連携・調整を図ると同時に、「適切」「美しさ」「安全」といった利用者の視点に配慮した公共サインの整備を進めることが求められます。

○適切・・・利用者への適切な情報提供

車いす利用者などの障がい者、高齢者、来訪者や外国人など様々な人が利用することを考慮した掲出を行います。

また、悪天候時や夜間において必要な情報については、掲出方法を工夫することとします。

○美しさ・・・景観形成に配慮した掲出方法

限られた公共空間を広く占有しないよう、必要最小限で効果的に掲出し、厚木市の景観にふさわしい掲出方法により、利用者を魅了する演出を図ります。

○安全・・・歩行空間の確保

歩行者や車両の通行を阻害することなく、圧迫感を与えないような掲出方法により、安全に利用できる空間づくりを行います。

（４）現状と課題

厚木市の公共サインの現況を次のとおり整理します。

○サインシステムの欠如

中心市街地の案内、誘導サインの連携性が欠如しているため、市民や来訪者を目的地まで効率的な誘導ができない状況となっています。

○一体感の不足

案内、誘導、記名サインなど多種多様のサインが設置されていますが、表示やデザインなどに統一性がないため、利用者にとってわかりづらいものとなっています。

○バリアフリーやユニバーサルデザインへの対応不足

障がい者や高齢者をはじめ、外国人への情報伝達方法など、各々の対応にばらつきが見られます。

○景観への配慮不足

情報が類似したサインの複数設置やサイン本体の色彩表現などで、都市の構成要素として景観への配慮が不足しています。

○維持管理体制の不足

既存サインの劣化など維持管理への対応不足、掲載情報の更新などへの対応にばらつきが見られます。

(5) 整備の基本的な考え方

公共サインの役割や市内における掲出状況により、公共サイン整備の基本方針を次のように設定します。

○厚木の空間にふさわしく、周辺環境に配慮したサイン

利用者と地域住民に与える影響に配慮し、視認性、安全性及び景観的な視点から設置方法を工夫することで、まちの魅力を向上させる公共サイン整備を目指します。

○連続性、一体感のあるサイン

表示方法など一定の条件を整理し、統一性の感じられるサインシステムを構築することにより、行動起点から目的地まで効率的な誘導を図ります。

○誰もが利用しやすいサイン

各々のサイン特性に応じて、障がい者、高齢者や外国人等も含めた様々な利用者が見やすく、わかりやすいものとします。

○サインの適切な維持管理

維持管理の仕組みを確立することで不必要なサインの掲出を防ぐとともに、サイン本体の破損や情報の更新等に対し適切な維持管理を行います。

2. ガイドラインの適用範囲と構成

2. ガイドラインの適用範囲と構成

(1) 適用範囲

公共サインの新設、改修及び増設等を行う場合に適用します。

○適用とするもの

厚木市が道路及び道路に面する場所に設置する次のサインに適用します。

- ・ 歩行者向けの案内、誘導及び記名サイン
- ・ 公共施設及び地域の歴史や特徴等を紹介する説明サイン
- ・ 禁止行為を防止及び警告する規制サイン
- ・ 地域に愛着のある通称名を活用する通り名サイン
- ・ 沿道に掲出する車両誘導サイン

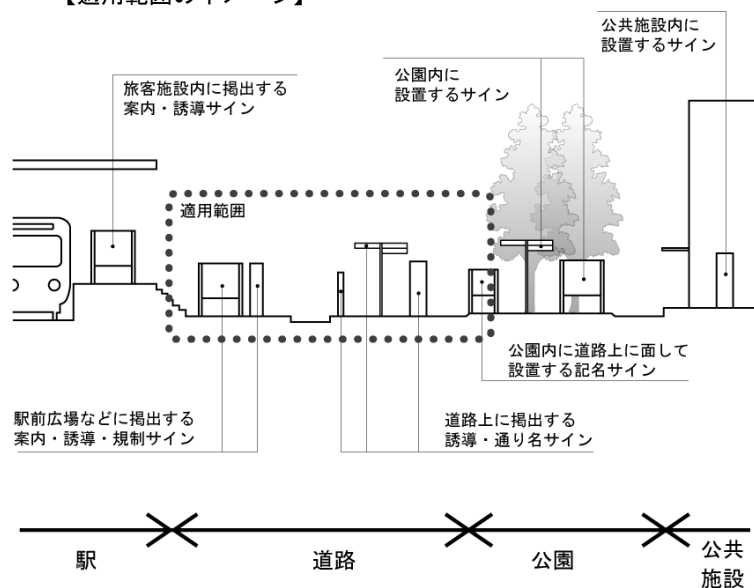
○適用を促すもの

- ・ 交通事業者が旅客施設内に設置する案内及び誘導サイン
- ・ 公園管理者が公園内に設置するサイン
- ・ 公共施設の管理者が敷地内に設置するサイン
- ・ 一つのまとまりとして独自のサイン計画（地下道内の案内、観光地内の案内、散策ルート等）を用いて設置するサイン
- ・ 上記以外で公共団体が設置するサイン

○適用除外とするもの

- ・ 道路管理者が設置する道路標識設置基準に規定された標識
- ・ 避難場所、住居表示など独自のシステムで設置するサイン
- ・ 他の法令等により設置基準が定められているサイン

【適用範囲のイメージ】

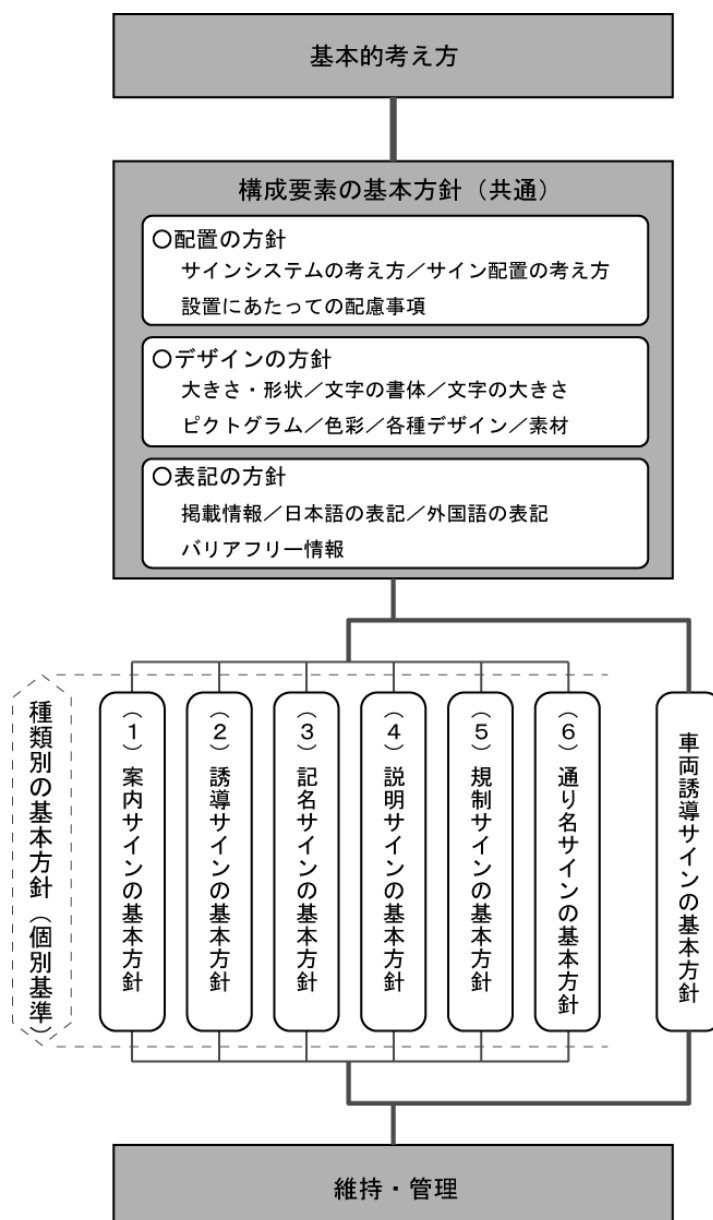


（２）構成

本ガイドラインでは、公共サイン整備において共通性を確保すべき事項の考え方、参照すべき基準及び配慮事項等を示しています。

実際にサインを整備するにあたっては、道路管理者及び道路構造物、道路占有物の所有者との協議を行うとともに、配置、デザイン及び表記に関する共通基準である「構成要素の基本方針」を踏まえたうえで、各サインの個別基準である「種類別の基本方針」や「車両系サインの基本方針」を参考に公共サインの整備を行うものとします。

なお、サインの設置後は「維持・管理の方針」を基に適切な管理を行うものとします。



3. 構成要素の基本方針

3. 構成要素の基本方針

(1) 配置の方針

どのような種類のサインをどこに設置するのか？

サインは体系的に設置することが大切です。
地域の特性を活かした効率的なサインシステムによる
配置計画を行います。

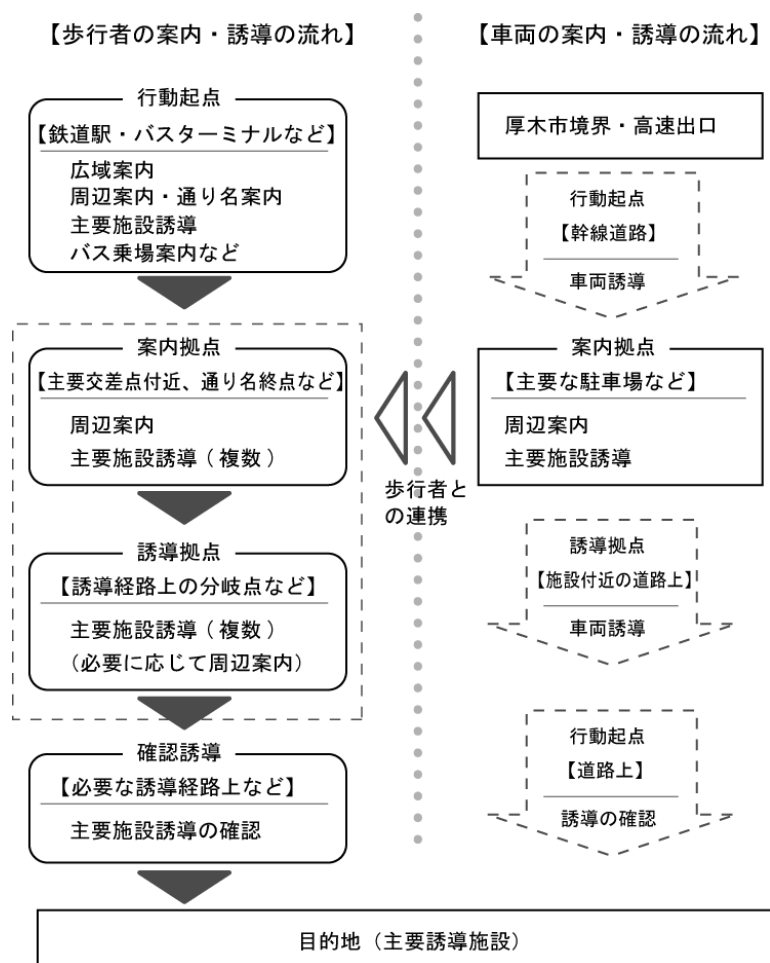
- ①サインシステムの考え方
- ②サイン配置の考え方
- ③設置にあたっての配慮事項

①サインシステムの考え方

- 公共施設等を案内、誘導するサインは、行動起点から目的地（施設）までの動線上における道路や道路に面する場所へ、相互に連携し、効率的に掲出することで機能性が向上します。
- 各々のサインの連携により、利用者が目的地までスムーズに安心して移動するための情報を提供する仕組みを「サインシステム」とします。

留意点

- ・歩行者の案内、誘導の流れは、行動起点から目的地までの段階的な誘導に合わせ、必要なサインを適切に設置します。
 - ・車両の案内、誘導の流れは、道路標識の設置基準に準じて車両系の公共サインを掲出します。
- なお、主要な駐車場等においては、必要に応じて歩行者の案内、誘導との連携を図ります。



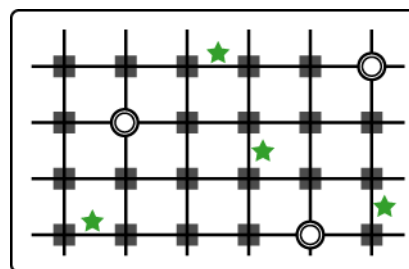
②サイン配置の考え方

○地域の道路整備や施設の配置状況に応じて体系的に配置し、周囲の景観に配慮することで過剰な設置を避けます。

留意点

配置タイプA

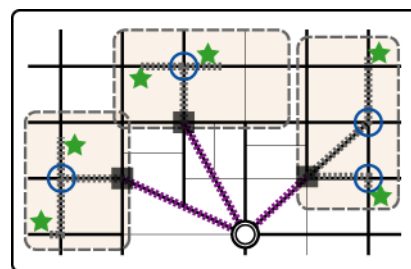
行動起点から目的地までが整然と整備された地区では、行動起点から目的地までのアクセスに一定の自由度を持たせるため、均等な密度で案内、誘導情報を提供します。



○ 行動起点 ■ 案内拠点（誘導）
★ 目的地

配置タイプB

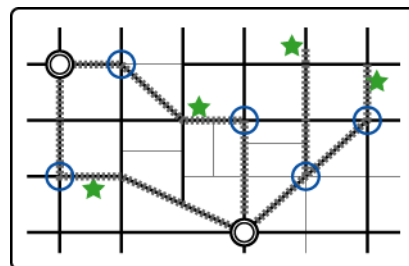
行動起点から誘導ゾーンの起点となる案内拠点までのルートを設定し、案内拠点から目的地までの誘導情報を重点的に提供します。



○ 行動起点 ■ 案内拠点（誘導）
★ 目的地 ○ 誘導拠点（案内）
■■■■ 誘導ルート □ 誘導ゾーン

配置タイプC

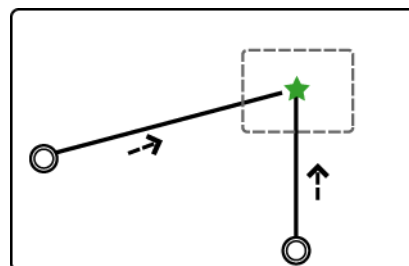
行動起点から目的地までの誘導ルートを設定し、ルートに沿った指示標識を配置し、分岐点では案内、誘導情報を重点的に提供します。



○ 行動起点 ○ 誘導拠点（案内）
★ 目的地 ■■■■ 誘導ルート

配置タイプD

中心部から離れた単一施設、エリアに直接誘導するため、行動起点に広域的な案内、誘導情報を提供します。



○ 行動起点 ★ 目的地

■中心市街地における配置イメージ

- 利用者の視点から、不安や迷いを感じさせないように配置します。
- 必要最小限の数を設置するものとします。
- 目的地まで原則として最短ルートを設定しますが、道路状況や地域性を考慮した安全でわかりやすいルートを優先に設定します。

留意点

○行動起点：鉄道駅、バスターミナルなど

- ・広域や周辺の総合的な案内、誘導情報を提供できる機能を整備します。
- ・駅周辺には、多くの情報や案内のサインの掲出が考えられますが、可能な限り集約し、周囲の景観を損なわないように配慮します。

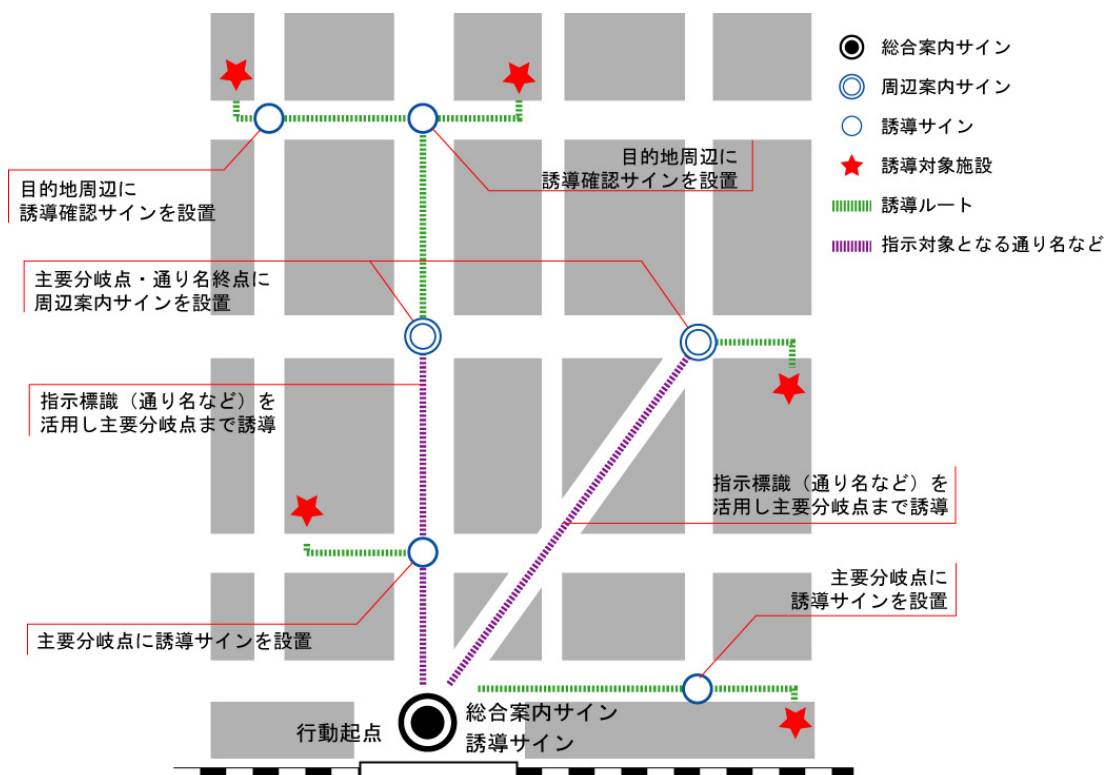
○周辺案内サイン：主要な交差点、通りの終点など

- ・主要な交差点や通り（中心市街地）の終点付近に設置し、施設の配置状況など必要に応じて追加の設置を検討します。
- ・行動起点から主要な通りの終点に設置する周辺案内サインまで、効率的に誘導するため、必要に応じて通り名を表示するサインの設置を検討します。

○誘導サイン：分岐点など

- ・行動起点から目的地までルート上の分岐点に設置します。
- ・目的地まで各々のサイン間隔が長い場合は、確認（利用者の迷い防止）のため誘導サインを設置します。

【配置のイメージ】



③設置にあたっての配慮事項

- 利用者や周辺環境で起こりうる影響を想定して設置します。
- 設置場所の状況を十分に把握し、安全、顕示、視認・機能及び景観等の点に配慮して設置します。

留意点

○安全性

- ・歩行者だけでなく、車いす使用者などバリアフリーについて考慮します。
- ・点字ブロックによる動線を阻害しないよう配慮します。
- ・交差点上にサインを設置する際は、歩行者の動線を妨げない位置（植込みの中等）に設置するとともに、自動車や他の通行者に対して視界を妨げないように配置します。
- ・安全な歩行の確保のため、サインの表示板の下端高さを確保します。

○顕示性

- ・建物、樹木及び広告看板等、周囲に利用者からの視野を妨げない位置に配置します。
- ・設置場所及びサインの種別によっては、「インフォメーションマーク」を表示するなど、サインの顕示性の確保に努めます。

○視認性・機能性

- ・車いす使用者など様々な利用者を想定したうえで、見やすい高さや向きを考慮して配置します。
- ・夜間における視認性を確保するため、可能な範囲で街路灯とサインの位置関係に工夫します。
- ・利用者が誤認しないよう、動線上の見やすい位置へ設置します。

○景観性

- ・自然環境や市街地等、各々の周辺景観に考慮し、まちの雰囲気乱さないように留意します。
- ・効率的な設置に努め、近接した位置に複数の同種のサインが設置されることを防止します。
- ・街なみ景観に配慮し、立看板及びはり紙などの仮設による各種サインの掲出を抑制します。

(2) デザインの方針

どのような大きさ、形で使用するのか？

利用者に対し、情報をどのように見せるかといった情報の伝達効果は、デザインに大きく左右されます。

サインが都市空間を演出する重要な構成要素として、適切なデザインの検討を行います。

- ①大きさ・形状
- ②文字の書体（フォント）
- ③文字の大きさ
- ④ピクトグラム
- ⑤色彩
- ⑥各種デザイン（現在地、矢印、方位、スケール）
- ⑦素材

①大きさ・形状

- 利用者の視線を考慮した表示面の大きさとしします。
- 限られた公共空間を広く占有しないよう、必要最小限の大きさ、形状とし、周辺環境との調和を図ります。
- 安全性、顕示性及びバリアフリー等に配慮し、視距離に応じた大きさと高さを設定します。

■表示面の大きさ

- 地図面を活用した案内サインでは、地図面の中心を高さの基準としします。
- 1m程度の視距離で無理なく判読できる高さとして、1250mm～1350mm程度の高さを地図表示面の中心としします。
- 案内サインの地図など情報量の多い表示面については、視力の弱い人が表示面から50cm程度の距離から見渡せる範囲を基準として、ひとつの地図面あたり1m四方程度の大きさとしします。

留意点

- ・板面中心の高さは、立位の利用者と車いす使用者の視点の中間の高さとされる1350mm程度とするのが適当です。

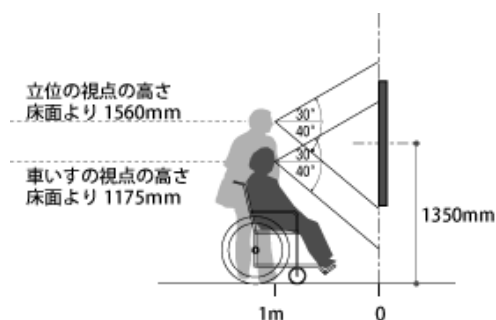
また、情報量が多い地図など、車いす使用者にとって地図上部の判読が困難であると想定される場合については、1250mm程度としします。

- ・視方角（視軸と視対象のなす角度）が45°以下では表示内容の誤読率が増加します。

そのため、視方角と視距離を意識した、適切な大きさ（幅）としします。

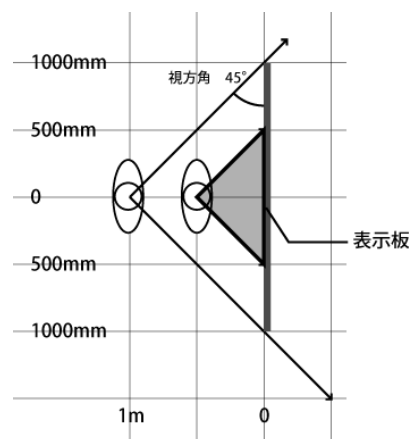
参照：「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化ガイドライン／国土交通省」より作成

【視距離と表地面（高さ）／近距離】



※日本建築学会「建築設計資料集成」の通常視野をもとに作成

【視距離と表地面（幅）／近距離】



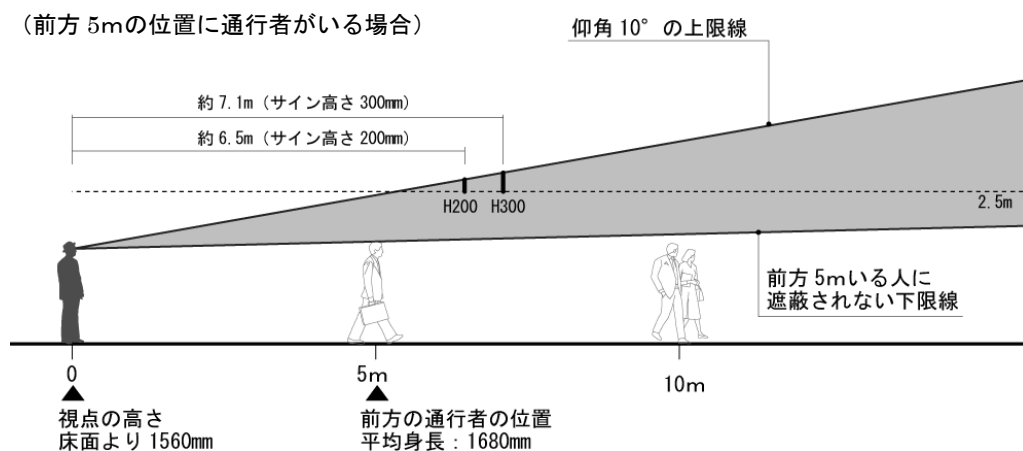
■高さ

- 車いす使用者や立位の利用者の双方が見やすい位置に設置します。
- 遠くから見るサインについては、移動しながら視認すること及び前方にいる通行者に視線が遮られることを踏まえて、サイン表示の高さを設定します。

留意点

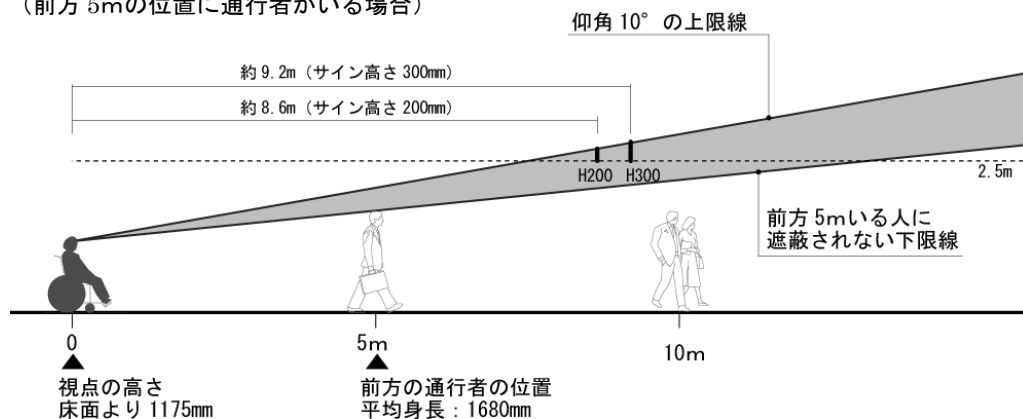
【歩行者が移動しながらサインを視認できる距離】

(前方 5m の位置に通行者がいる場合)



【車いす利用者が移動しながらサインを視認できる距離】

(前方 5m の位置に通行者がいる場合)



参照：「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化ガイドライン／国土交通省」より作成

- ・移動中は一定の高さ以上にあるものは視野に入りにくく、一般的に仰角（水平からの見上げ角度）10° より下方が有効視野と言われています。
しかし、前方を遮る通行者がいるため、その通行者より上方が遮るものがない見やすい範囲になります
- ・車いす使用者の視点は低いため、通常の歩行者と比較して見やすい範囲は狭く、一定の高さにあるサインを移動しながら視認できる距離も極端に小さくなります。

②文字の書体（フォント）

- 和文書体については、視認性に良く、文字組みが容易で、変更等の対応に向く角ゴシック体を標準的な書体とします。
- 欧文書体については、スタンダードな書体として飾りのないサンセリフ系書体から選択します。（和文角ゴシック体に合う飾りのない一般書体）
- その他の書体のうち、中国語（簡体字）、ハングルについては、国内で一般的に使用されている標準的な書体とします。

留意点

- ・使用する書体は、一般的に広く使用されているデジタルフォント又は写真植字による既製書体から選択します。
- ・歴史的な観光資源をはじめ、各施設の用途等から、地域性や情報内容を考慮して書体を選択することを可能とします。

【角ゴシック体の書体例】

- ・日本語及びアルファベットの角ゴシック体には以下のような書体があります。

出口案内 （新ゴ B）	出口案内 （新ゴ M）	出口案内 （新ゴ R）
出口案内 （タイプバンクB）	出口案内 （タイプバンクDB）	出口案内 （ナウGB）
Express （ヘルベチカ・ボールド）	Express （ヘルベチカ・ミディアム）	Express （ヘルベチカ・レギュラー）
Express （ユニバース65・ボールド）	Express （アクチデンツ グロテスク・ミディアム）	Express （アクチデンツ グロテスク・レギュラー）
Express （フルティガー・ボールド）	Express （ローティスサンセリフ・エクストラボールド）	Express （ローティスサンセリフ・ボールド）

出典「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」 国土交通省総合政策局

③文字の大きさ

- 視覚障がい者等に配慮して、視距離に応じた文字の大きさを選択します。
- 多言語表記する場合、各々の文字の大きさ（文字高）のバランスを考慮します。

留意点**【視距離に対する文字の大きさの目安】**

下記の表は、各々の視距離から判読可能で通常有効な文字の大きさを示しています。

視距離	和文文字高	英文文字高
30mの場合	120mm以上	90mm以上
20mの場合	80mm以上	60mm以上
10mの場合	40mm以上	30mm以上
4～5mの場合	20mm以上	15mm以上
1～2mの場合	9mm以上	7mm以上

出典：公共交通機関旅客施設の移動円滑化ガイドライン

- ・遠くから視認する吊下型等の誘導サインや記名サイン等は20m以上、近くから視認する自立型や壁付型の案内サイン等は4～5m以下、案内サインの見出し等は10m程度に視距離を設定することが一般的です。
- ・遠距離視認用の大きな文字を壁付型等で視点の高さに掲出すれば、視力の弱い人にとっては接近視できるため読みやすくなります。

■案内サインの文字の大きさ

○ピクトグラムや記号等、情報要素の多い地図に表示することに配慮し、平均的に1mの距離をおいて最低限可視できる数値として、和文9mm、英文7mm以上の文字高とする。

ただし掲載する内容や情報量により、やむを得ない場合は最小文字高を4mmとします。

留意点

【文字の大きさのイメージ】



【ピクトグラムと和文、英文の文字の大きさの関係（案内サイン）】

- ・視距離 50 cmを想定し、公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドラインにおける視距離1～2mの文字高の1/2程度の大きさとしします。
- ・英文文字高は、公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドラインに準拠し、和文文字高の3/4程度としします。
- ・ピクトグラムの大きさは、英文文字高の3倍程度としします。
- ・ピクトグラムを組み合わせ表示する場合は、ピクトグラムの大きさの1/8を重ね合わせて併記します。

	ピクトグラム	和文	英文	表示施設
凡例部表示	24.0mm	10.5mm	8.0mm	凡例部
特大サイズ	—	18.0mm	14.0mm	県名、市名、町名、群名等
大サイズ	21.00mm	9.0mm	7.0mm	案内所、情報拠点、市役所、博物館、ホール等
中サイズ	16.5mm	7.0mm	5.5mm	郵便局、交番、病院、大規模商業施設、ホテル旅館、丁目、番地
小サイズ	12.0mm	5.0mm	4.0mm	バス停、交差点名、橋、歩道橋名、小型サイズの広域図

出典：「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」より作成

■誘導サインの文字の大きさ

○誘導サインは、一定の距離からの視認性を確保することが必要なため、平均的に 10m の距離から可視できる数値として、和文 40mm、英文 30mm 以上の文字高を基本とします。

ただし、設置条件又は視距離が明らかに異なる場合は、文字の大きさの目安を参考に採用する文字高を設定します。

【文字の大きさのイメージ】



※英文およびその他の外国語については、情報量等を踏まえて 65 ~ 75% の範囲で調整します。

④ピクトグラム

- 基本的に JIS 案内用図記号を使用し、独自の記号の使用は避けますが、施設等、必要に応じてオリジナルでピクトグラムを作成することを可能とします。
- ピクトグラムのない施設を案内図で表現する際に、アイキャッチャー「■」を使用して表示することを可能とします。

【ピクトグラムの一例】



留意点

- ・ピクトグラムは抽象化、単純化された絵文字等で表現された視覚言語の一つです。
そのため、理解するには、文字と同じくある程度の学習又は慣れが必要であり、図記号の普及度により情報伝達に差が生じます。
- ・JIS 規格で参考のピクトグラムに関しては、図記号の基本的な概念を変えない範囲で、図形の変更を可能とします。
- ・各施設が有するトレードマーク及び企業等のコーポレートマークは一般的に抽象的な図が多く、図案の示す意味がわかりにくい場合もあります。
さらに、認知の範囲が厚木市内若しくは一定の地域に限定される可能性もあるため、公共サインへの表記は行わないものとします。
- ・JIS 規格のピクトグラムを基本としますが、外国人の利用が多い場所は、必要に応じて、国際規格（ISO）のピクトグラムの導入について検討を行います。ただし、利用者に混乱が生じないように注意することが必要になります。
- ・バリアフリー対応の多目的トイレについては、表示面の情報量に配慮しつつ、オストメイト対応施設等の有無を示すピクトグラムの表示を検討します。

車いす使用者、人工肛門、人工膀胱を使用している方、乳幼児の対応が可能等のトイレを表示するピクトグラム



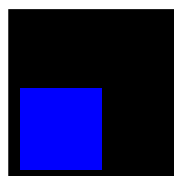
出典「観光活性化標識ガイドライン」国土交通省総合政策局

⑤色彩

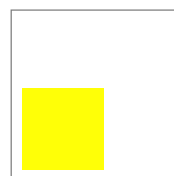
- 誰もが見やすくわかりやすい色彩を使用します。
- 判読性を確保するため、明度差を大きくします。
- 視力低下した高齢者、白内障及び色覚に障がいがある人に配慮し、判読しにくい色の組み合わせは避けることとします。
- 案内図の地図表現については、自然に見える色彩を使用します。
- 色彩に関する留意事項として、神奈川県カラーバリアフリーサインマニュアル（平成 21 年 3 月）に準拠します。

留意点

- ・高齢者に多いと言われる白内障の方に配慮し、「青と黒」「黄と白」の組み合わせは使用しないこととします。

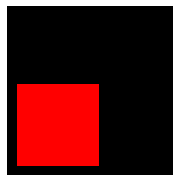


青／黒

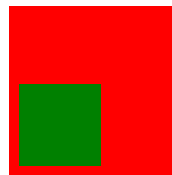


黄／白

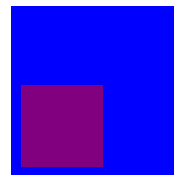
- ・色覚障害の人が見分けにくい色の組み合わせの使用は避けます。
使用する場合は明度差を大きくして使用します。



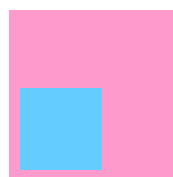
赤／黒



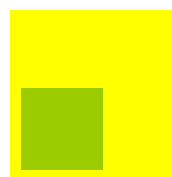
緑／赤



紫／青



水色／ピンク



黄緑／黄



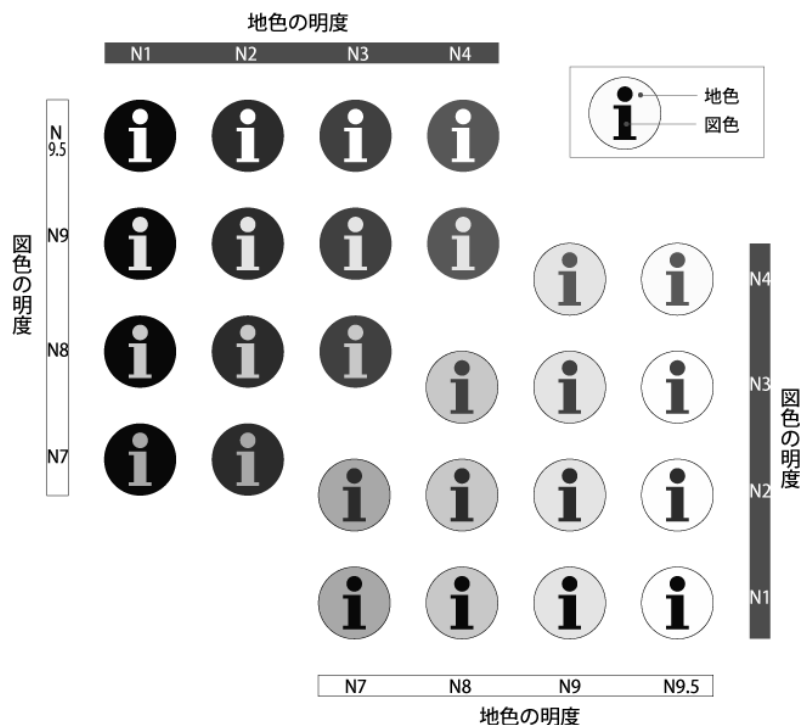
黄緑／オレンジ

- ・地図等の地形表現に用いる色彩は、河川等の水系には「青」、公園、緑地は「緑」を基調とするなど、自然に見える色彩を使用します。



【東京都／台東区】

- ・表示面の地色と図色については、下図に示す程度の明度対比を確保するように配慮します。(明度差5以上程度)



- ・地図面及び施設説明など複数の情報を提供するもの以外の公共サインは、原則、道路標識令に沿った色彩（白地／青図）、又は景観に配慮した配色として、茶系の地に対して白図とします。ただし、設置場所の状況や周辺景観に応じて、景観に調和した色彩の使用を可能とします。



【板面・文字色・支柱の色彩イメージ】

⑥各種デザイン

■現在地

- 自然な色を基調とした地図面の中で、視認性の高い色彩として「赤色」を使用します。
- 原則として、和英併記で「現在地」と表示します。

【現在地マークの使用例】



留意点

- ・周辺案内図等において、前方を上で表示するため、現在地マークが上を向く配置とします。
- ・下地色（背景色）の状況により、文字情報をネガ又はポジで表現します。
- ・現在地マークは可能な限り地図の中央に配置し、周囲の情報と重ならないように、引き出して表示するなどの工夫をします。



【現在地マークに用いる視認性の高い色彩】



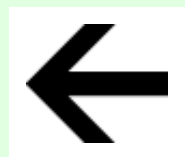
日塗工 : 05-40X
マンセル値 : 5R 4/14
R G B : 179 0 34

出典：地図を用いた道路案内標識ガイドブック

■矢印

- 遠方からの視認性が高く、シンプルでわかりやすいデザインとします。
- JIS 案内用図記号の指示／推奨度 B から応用した記号を使用します。

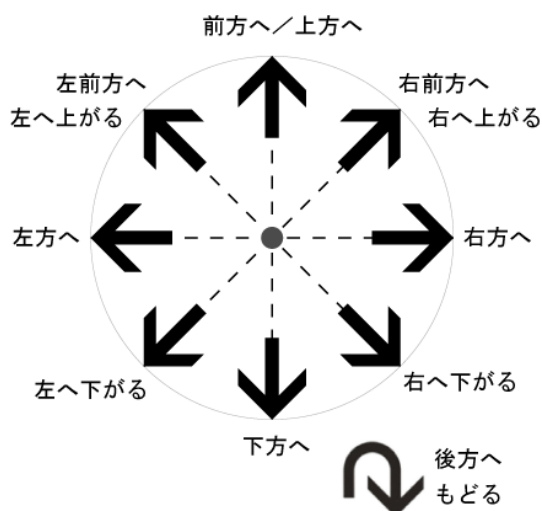
【矢印の図記号】



留意点

- ・矢印は目的地への誘導ルートを示すため、方向の意味に応じた表示が必要です。
- ・指示方向を明確に示すため、現在地と目的地の位置関係を踏まえて表示します。
- ・サインシステムにより目的地までの連続性のある誘導を促すため、原則として、「後方へ」の表示は避けます。
ただし、設置状況により、やむを得ない場合に限り使用し、「もどる」など文字による補助表示をします。

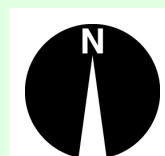
【矢印の表示の使用イメージ】



■方位

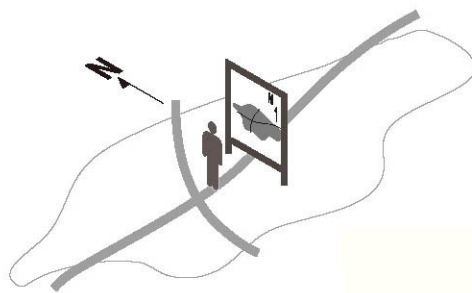
- 広域案内図については、一般的な地図表記と同様に「北」を上に表示します。
- 歩行圏を案内する周辺案内図については、利用者が地図を見て、目的地までの経路をイメージしやすくするために、サインに向かって「前方」を上に表示します。
- 簡略した図（キーマップ）などについては、一般的な地図表記と同様に「北」を上に表示します。

【方位記号】

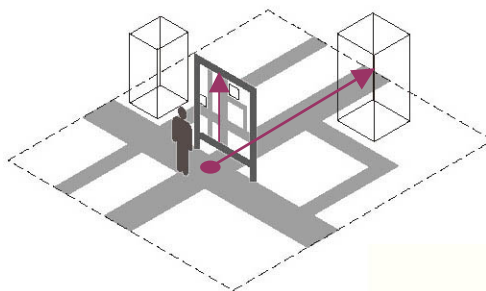


留意点

- ・市全域のような広域を示す範囲の地図については「北」を上に表示します。



- ・比較的に狭い範囲（概ね2 km 四方まで）を示す地図については、直感的に把握しやすくするため「前方」を上に表示します。



- ・方位記号を表示する位置は、基本的に地図表示面の四隅のいずれかとします。
なお、設置場所と案内図の方位の関係に注意し、正確な方位で表示します。



■スケール

- 案内地図については、目的に応じた表示範囲を定め、縮尺を表すために移動距離の目安となるスケールを表示します。
- 表示面の掲載情報の支障にならないように配置します。
- 地図の表示内容に合わせて、縮尺を設定します。

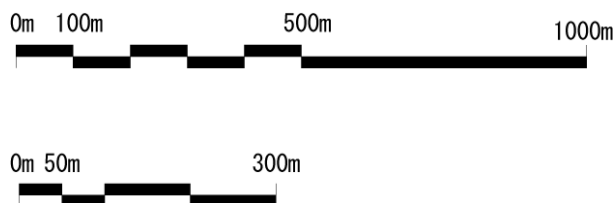
留意点

スケールについては、判読性の確保や情報量を踏まえて、基本的に地図表示面の四隅のいずれかに表示します。

ただし、地図表示面以外に表示する場合は、この限りではありません。



【バースケールのイメージ】



⑦素材

- 環境への影響をより少なくするために、再生可能な素材、維持管理の容易な素材等の活用に配慮します。
- 周辺の景観及び設置する工作物等に調和した素材を選択します。
- サインの設置目的（文化財、地域資源の紹介等）を踏まえて素材を選択します。
- 耐久性が高く、美観的に維持しやすい素材とし、必要に応じて防錆、はり紙及び落書き防止等の表面処理を行います。
- 一度に複数の製作が必要となるサインについては、その加工性や量産性についても考慮したうえで素材を選択します。

留意点

- ・他法令等により、使用が限定又は禁止されているものについては、この限りではありません。
- ・夜間の利用が多いサインについては、外照式の照明装置の併設等を検討します。

(3) 表記の方針

どのような情報をどのような方法で提供するのか？

誰に対し、どのような情報を提供するのかを踏まえ、
各々の地域性、各サインの持つ機能を考慮し、表記の
方法を整理します。

- ①掲載する情報
- ②日本語の表記
- ③外国語の表記
- ④バリアフリーの情報

①掲載する情報

- 公共空間への掲出が必要とされる情報を選択します。
- 民間施設についても施設の公益性、利用頻度、ランドマーク性がある等を考慮して、必要と思われる情報を取り入れることを可能とします。
- 利用者の行動範囲を考慮して、表示面の情報を決定します。
- サインの見やすい位置に管理者等の情報を表示します。
- 視覚障がい者への対応も考慮し、必要に応じて、点字や音声による情報を含めた表示を行うこととします。

②日本語の表記

- 国文法、現代仮名づかいによる表記を原則とします。
ただし、地名など固有の名称等については例外とします。
- 表示内容を簡潔なものとするため、施設名称など必要に応じて簡略化できるものとします。
- 数字や紀年の表記等は、統一した表記とします。
- 正式名称よりも地域に定着している名称等（通称、愛称）がある場合は、その名称を使用することを可能とします。

留意点

【施設名称】

- ・長い名称による表示面の煩雑化を防ぐため、可能な範囲内で部分的な省略を行います。

表示例：厚木市立中央図書館 ⇒ 中央図書館

- ・複合的な用途を含む施設等では、目的に応じて部分的な省略を行います。

- ・アルファベットによる名称が慣用化されている場合はその表記を可能とします。

表示例：日本電信電話株式会社 ⇒ NTT

- ・〇〇丁目のように地名として使用する場合は漢数字を使用します。

表示例：中町三丁目

【数字】

- ・数字の表記は、原則として算用数字を使用します。
ただし固有名詞として使用する場合はこの限りではありません。

表示例：3月22日

【ふりがな】

- ・地名、歴史上の人名及び文化財など読みにくい漢字には、必要に応じてふりがなを併記します。

【紀年】

- ・紀年は西暦により表記します。必要に応じて和暦も併記します。

表示例：2012年 2012年（平成24年）

③外国語の表記

- 案内サインや誘導サインについては、原則として英文（ローマ字）併記を行います。
- ローマ字表記は、ヘボン式を基本とします。

留意点

- ・原則として固有名詞はローマ字で表記し、普通名詞の英訳によって表記します。
表示例：厚木公園 ⇒ Atsugi Park （ローマ字＋英訳）
- ・原則としてバス停名称は普通名詞の部分も含めてローマ字で表記します。
表示例：市役所入口 ⇒ Shiyakusho-iriguchi
- ・慣用上固有名詞と普通名詞に切り離せない場合、普通名詞の部分も含めてローマ字による表記とし、機能等については必要に応じて英語を併記します。
表示例：相模川 ⇒ Sagami-gawa River
大山 ⇒ Mount Oyama
- ・町名は切り離さずに表記し、「〇丁目」はアラビア数字のみ表記します。
表示例：中町三丁目 ⇒ Nakacho3
- ・施設名称は原則として正式英訳によりますが、略語が慣用化されている場合、略語の使用を可能とします。
表示例：駅 Station ⇒ Sta.
大学 University ⇒ Univ.
- ・表記が長く読みにくい語は、適宜ハイフン「-」を用いて分かち書きとします。
- ・和製英語又は固有名詞で、ヘボン式のつづり方に対応しない場合は、別表のとおりとします。
（別表：ヘボン式のつづり方がないローマ字表記を参照）
- ・企業名等で、英文による略語が慣用化している場合は、これを使用し、日本語の音や正式英訳を使用しないこととします。
表示例：NTT ~~Nippon Telegraph and Telephone Corporation~~

ヘボン式ローマ字のつづり方

1. はねる音「ん」は、全て「n」と表記します。
ただし、「m」「b」「p」の前では、「m」を表記します。
2. はねる音を表す「n」と次にくる母音字又は「y」とを切り離す必要がある場合には、「n」の次にハイフン「-」を入れます。
3. つまる音は、最初の子音字を重ねて表しますが、「c h」が続く場合には、「c」を重ねずに「t」を表記します。
4. 長音を表す「-」、「^」「h」を原則として使用しないこととします。
5. 特殊音の表記は、原則として自由とします。
6. 文章の書き初め及び固有名詞は語頭を大文字で書きます。なお、固有名詞以外の名詞の語頭を大文字で表記することを可能とします。

あ	い	う	え	お	a	i	u	e	o
か	き	く	け	こ	ka	ki	ku	ke	ko
さ	し	す	せ	そ	sa	shi	su	se	so
た	ち	つ	て	と	ta	chi	tsu	te	to
な	に	ぬ	ね	の	na	ni	nu	ne	no
は	ひ	ふ	へ	ほ	ha	hi	fu	he	ho
ま	み	む	め	も	ma	mi	mu	me	mo
や		ゆ		よ	ya		yu		yo
ら	り	る	れ	ろ	ra	ri	ru	re	ro
わ	ん				wa	n			
が	ぎ	ぐ	げ	ご	ga	gi	gu	ge	go
ざ	じ	ず	ぜ	ぞ	za	ji	zu	ze	zo
だ	ぢ	づ	で	ど	da	ji	zu	de	do
ば	び	ぶ	べ	ぼ	ba	bi	bu	be	bo
ぱ	ぴ	ぷ	ぺ	ぽ	pa	pi	pu	pe	po
きゃ		きゅ		きょ	kya		kyu		kyo
しゃ		しゅ		しょ	sha		shu		sho
ちゃ		ちゅ		ちょ	cha		chu		cho
にゃ		にゅ		にょ	nya		nyu		nyo
ひゃ		ひゅ		ひょ	hya		hyu		hyo
みゃ		みゅ		みょ	mya		myu		myo
りゃ		りゅ		りょ	rya		ryu		ryo
ぎゃ		ぎゅ		ぎょ	gya		gyu		gyo
じゃ		じゅ		じょ	ja		ju		jo
びゃ		びゅ		びょ	bya		byu		byo
ぴゃ		ぴゅ		ぴょ	pya		pyu		pyo

※昭和 29 年 12 月 9 日付内閣告示第 1 号の「ローマ字のつづり方、そえがき」及び新村出編『広辞苑第四版』1991 の「ローマ字のつづり方、ヘボン式の備考」による。

別表【ヘボン式のつづり方のないローマ字表記】

しえ	sye
ちえ	che
つあ つえ つお	tsa tse tso
てい	thi
ふあ ふい ふえ ふお	fa fi fe fo
じえ	je
でい	di
でゅ	dyu
いえ	ye
うい うえ うお	wi we wo
くあ くい くえ くお	kwa kwi kwe kwo
つい	tsi
とう	twu
ぐあ	gwa
どう	dwu
うゎ うゐ うゑ うゑ	va vi vu ve vo
てう	tyu
ふゅ	fyu
うゑゅ	vyu

■多言語の表記

- 英語以外の多言語表記が必要となる場合、中国語（簡体字）、ハングルを加えて4言語を表示します。
- 地域性に応じて、上記の言語以外の併記を可能とします。

留意点

- ・2言語以上の表記をする場合は、言語表示による表示面の煩雑を避け、必要な情報の伝達や判読性を確保します。

④バリアフリー情報

- バリアフリーに関連する経路等があれば地図内にルートを表示します。
- 多機能トイレをはじめ、車いす使用者が利用可能な施設等については、ピクトグラムを活用して表示します。
- 駅やバスセンター等の行動起点においては、必要に応じてバリアフリーに対応した点字や音声による誘導情報を提供することが望まれます。

留意点

- ・情報拠点及び公衆トイレ等の移動円滑化施設はじめとするバリアフリー情報に関するピクトグラムについては、視認性及び判読性を高めるために青地に白図で表現します。

【表示イメージ】



案内所



お手洗



エスカレーター



情報コーナー



身体障がい者用設備



エレベーター

- ・踏切の情報は車いす使用者には必要な情報であるため、ピクトグラムで表示します。ピクトグラムについては、「踏切ありの警戒標識（道路標識令：207-B）」を使用します。

【表示イメージ】



踏切ありの警戒標識：207-B

- ・公衆トイレ等で身体障がい者の利用が可能な施設の中で、利用可能時間等がある場合については、その内容を可能な限り表示することとします。

